

#### 埼玉県報

第 2722 号 平成 27 年(2015 年) 8 月 14 日 金曜日

#### 目 次

#### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(西部地域振興センター)
- 神明神社鳥獣保護区指定の案の公告(みどり自然課)
- 蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 生野土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- ② 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 交通管制システム上位装置設備の賃貸借に係る落札者等の公示(施設課)
- 信号制御システム等保守業務に係る落札者等の公示(施設課)
- O 捜査支援システムの賃貸借に係る落札者等の公示(施設課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 埼玉県交通安全活動推進センター代表者の変更に伴う公示(交通企画課)
- 〇 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

# 埼玉県告示第九百四十三号

条第二項の規定により公告する。 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) から次のと おり申 第十条第一 - 請書が 項 提  $\mathcal{O}$ 出され 規定により、 たので、 特定 同

並 民生活部共助社会づ U びにインターネットを利用す 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 くり課及び埼玉県東部地域振興セン んる方法 役員名簿、 (埼玉県NP 設立趣旨書並 申請書を受理 Ο 情報 タ び ステ に . 設 立 した に お 日 当 シ 1 て 備 彐 から二月間、 初  $\mathcal{O}$ え置 事業年度及 (http://w 一く方法 県

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 WISH8

三 代表者の氏名

籠倉 正美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根千六百七十三番地三

五 定款に記載された目的

に生きやすくなるよう総合的支援を行い こ の 法 人は、 ハ ン デ 1 丰 t ツ プ を持 つ者とそのファ 、、広く公益に寄与することを目的とする。 ミリ に 対 地域で豊か

# 埼玉県告示第九百四十四号

条第二項の 非営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活 規定により公告する。 動促進法 (平成十 年法律第七号) から 次 のと おり 第十条第一 申 - 請書が 項 提  $\mathcal{O}$ 規定に 出 つされ た ょ 9  $\mathcal{O}$ で 定 同

民生活部共助社会づくり課及び U 翌事業年度の事業計画書及び なお、 び 当該申請 ン タ ネ に係る定款、 ツ  $\vdash$ を 利 用 役員名: 埼玉県西部地域振興セン 活動予算書を、 す る 方法 設 立 へ 埼 申請書を受理 趣旨書並 玉 県 Ν タ  $\mathcal{U}$ Ρ に Ο 12 した 設 情 お 7 日 当 報 1 て備え置く方法 から二月間、 初 ス  $\mathcal{O}$ テ 業年 シ 彐 県

(http://www.saitamaken-npo.net/)  $\overline{\phantom{a}}$ により縦覧に供 する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利 活動法人 ヴ エ ル  $\sim$ ポ ワ ク

三 代表者の氏名

大野 泰規

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市南町三番三号

五 定款に記載された目的

 $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 家族等、 精神をも この 法 人は、 生活 って柔軟なサ の支援が 地域で安心 ~必要な ビスを提供 て暮ら 人々に対 して 地 1 域社会の ため 自主・自立性を尊重 福祉 全般の向 害者(児) や高 L 上増進 9 齢 つ助け合い 者 及 寄与 びそ

することを目的とする。

## 埼玉県告示第九百四十五号

定款 出されたの 特定非営利活 の変更の認 で、 同条第五 証を受けようとする特定非営利活動法人 動促進法 一項におい (平成十年法律第七号) て準用する 同法第十条第二項 第二十五条第四 ハから次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 定 とお 項 の規定に 12 り ょ 申請 り公告す 書が提 ょ り、

県民生活部共助社会づ 及び翌事業年度の事業計 な お、 び に 当 1 該 申請 タ に係る ネ < ツ 三画書及び 変更後 り課及び を 利  $\mathcal{O}$ 用 埼玉県西 活動予算書を、 定 す 款 る 並 方 び に当該・ 部 法 地域振興セン (埼 定款の 申請書を受理 玉 県 Ν 変更 Ρ タ Ο  $\mathcal{O}$ 情 に L 日 た お  $\mathcal{O}$ 報 11 日 属 ス する事 て備え置く方 から二月間 テ シ 業年度 彐

平成二十七年八月十 兀 日

(http://www.saitamaken-npo.net/)

に

ょ

り縦覧に供する。

玉 知 事 上 田 司

請  $\mathcal{O}$ あ 0 た年月 日

平成二十七 年八 月五 日

特定非営 利 活 動 法 人 0 名称

特定非営利活動法 繋

三 代表者の氏

美枝子

兀 主たる事務所  $\mathcal{O}$ 所 在 地

(変更前) 埼玉 一県 所 沢 市 中 新井二丁目 兀 百 七十 九 番 地  $\mathcal{O}$ 八八 メ ゾ ン 7 ル フ ク 百三

(変更後) 埼玉 1県所 沢市 中新井二丁目 兀 百 七 +九 番 地  $\mathcal{O}$ 

五. 定款に 記載された目的

福 け る自立 祉 こ の  $\mathcal{O}$ 増 法 人は、 進に寄与することを目的とする。 生活を助長す 広 <u>\( \) \( \) \( \) \( \)</u> るため 般 市民  $\mathcal{O}$ を 生活の場を 対 象 と した 提 障 供 害  $\mathcal{O}$ あ る 日 常生活 人達 に 対  $\mathcal{O}$ 援助を行うことで 地域社会に お

## 埼玉県告示第九百四十六号

区 条第 号) の保護に 四項の 第二十  $\mathcal{O}$ 保 規定によ -八条第 護 関する指針 及び管理並 り、 項の規定に の案(以 びに狩 当該鳥獣 ょ 下 猟 保 り、  $\mathcal{O}$ 「指 護 適 針案」 区 次 正  $\mathcal{O}$ 化  $\mathcal{O}$ 名 と に とい 称、 おり 関 す う。 鳥獣保 る法律 区 域、 を縦 存 護区を指 (平成 続 覧に 期 間 + 及 定 匹 供 す び 年 し る。 当 法 た 該 1 律 第 鳥  $\mathcal{O}$ 獣 で 八 保 + 護 同

経 過する日 な お、 同 まで 条第五  $\mathcal{O}$ 間 項 の に 規定に 知 事 に ょ 指 針 り 案に 当該区域 0 11 て  $\mathcal{O}$ の住民及 意見書を提出 び 利 害関係 することが 人 は できる 縦覧 期 間 が

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一名称

神明神社鳥獣保護区

一区域

**神明神社管内(三・四へクタール** 

三 存続期間

-成二十 七 年十 <del>---</del> 月 <del>---</del> 日 か 5 平 -成三十 七年十月三十 日 ま で

四 指針案

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

口 指定目的

に 形的 当該  $\mathcal{O}$ び に る は 区 元 域 埋没台地 荒 は Ш を 久 上 は 喜  $\mathcal{O}$ じ 市 微  $\otimes$ 菖 高 لح 蒲 す 地 町  $\mathcal{O}$ る 上 多 栢 東端に < 間  $\mathcal{O}$ に 河 所 位 Ш 在 置  $\mathcal{O}$ 氾 濫原 埼 玉 て 1 る。  $\mathcal{O}$ 県 中  $\mathcal{O}$ に 北 あ 東 り 部 に 位置す 北 西 か る。 5 地 東

に さ  $\Pi$ に 本 才 指定さ ブ お K V また、 類 オ け デ が 類 に  $\mathcal{O}$ タ ツ  $\mathcal{O}$ 力 分 ク る V 類) 生息条件 等 価 野 れ タ は 当該区域  $\mathcal{O}$ ツ 低 ド  $\mathcal{O}$ 12 生 ブ 7 日 本 お 地 希 ょ で デ ツ 帯 少 ク 0 チ  $\mathcal{O}$ り V ッドデ 危 保  $\mathcal{O}$ 社 て 絶 で タ  $\exists$ 変化 類や 容易 護繁 惧 滅 絶 ブ 叢 ウ 種 ゲ  $\mathcal{O}$ 滅 ツ 内 に に 危 危 殖 ホ ン ク  $\mathcal{O}$ 地地 ょ 険 スギ 絶 ボ 惧  $\mathcal{O}$ で タ 帯 ド ŧ 0 ブ 滅 ウ 性 必 Ι が高 要が て 大径 絶滅 ツク 别 タ 危 (同準 В は ヌ 惧 類 に . 見 + 12 V あ 危 木で 絶 で準絶滅危 ( 絶 る。 惧 たときに 移 絶 Ł 滅 滅  $\overset{\mathcal{O}}{\overset{}{\smile}}$ 滅 は 行 ホ  $\Pi$ 危 そ 類 危惧」に移行する可能性 才  $\mathcal{O}$ ン 危機に 得 オ ド 惧  $\mathcal{O}$ に (絶滅 (分類) 存続基 ほか 惧 タ イ る 存 タチ 属 力 (現時・ の危 性 続 瀕 に の営 盤  $\mathcal{O}$ を 基 ŧ 点で よう 本来 盤が ニュ 険が 巣が が て トラフズ 脆 V 増大し な 脆 弱 有 ウ る は絶滅危険 確 ナ 種 認さ な 本 弱 種) な種 県 1 で、 ク 7  $\mathcal{O}$ れ V ス て (本県 ある種) ズ 近 で 1 て ŧ る ツ 生息 ド ŧ V) る 度は X VI デ 将来 0 種)  $\mathcal{O}$ る (同 小 境

必要が T 11 ることが ある。 確認された。 これらの希少生物  $\mathcal{O}$ 良好な生息域として保全され る

生物 その低地の中 更に、久喜市菖蒲町 の生息地 が で 確保できる環境だと考えられる。 も神明神 上相間 社 周辺は微高地となっており、 地域は元荒川と見沼代用水 に挟まれ 久喜市街地 た低地である。  $\mathcal{O}$ 中で 野生

とが 和  $\mathcal{O}$ 五. 加 望まれる。 中で重要な緑地空間とな 十八年には え て、 神明 神 ふ 社社叢は昭和五十二年に県指定の るさとの森」 っており、 の指定も受け 野生生物の居住 て 1 る。 天然 この 記念物 地として保全され ことか 12 指 らも水 定さ れ るこ 田 地 昭

に指定するも を び管理並 义 る上  $\mathcal{O}$ ように、 び で重要な に狩 のであ 猟 当該  $\mathcal{O}$ 地 る。 区域 域 適正化に関する法律第二十八条第一 で あ は ること 本県 カュ に 5 おけ 身 る 生物多樣 近 な 鳥獣 生息 性  $\mathcal{O}$ 保全と 項に 地と 基づき鳥獣 7 野 生鳥 鳥 獣 獣  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 護区 護及 保 護

### 五 縦覧場所

イ 埼玉県環境部みどり自然課

口 埼玉県東部環境管理事務所

### 六 縦覧期間

平成二十七 年八 月 +兀 日 か 5 平成二十七年八月二十八 日まで

## 七 意見書提出先

埼玉県環境部みどり自然課

# 埼玉県告示第九百四十七号

い 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同白岡市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県告示第九百四十八号

療支援給付のための医療を担当する機関として、 条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 のための医療及び中国残留邦人等の円滑な帰国の 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 促進並びに永住帰国 第四十九条の規定による医療扶助 次の者を指定した。 (平成六年法律第三十号) 第十四 した中国残留

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

関医院				
株田   東田   東田   東田   東田   東田   東田   東田	名称			指定年月日
鼻咽喉科 ク 大野 常彰   坂戸市八幡ニー九ークリニック   稲垣 直	医 院	真夫	市豊岡一一八八	平成二十七年七月一日
A	ツ 耳	常彰	市八幡二一九)	平成二十七年七月一日
A クリニッ吉津 徹	リニック	直	小江川一八	平成二十七年七月一日
ファプラザ内大庭   秀子   川口市本町四一五ツク   アプラザ内大庭   秀子   川口市本町四一五ツク   アイースク医療法人   行田岡医療法人   行田同医療法人   行田市北河原一〇   一七   一十   坂戸市千代田一一   「ハーー   一一   一十   一一   一一   一一   一一   一一	科クリニッ		口市領家一—一一	平成二十七年七月一日
人 行田岡医療法人 行田行田市北河原一〇 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	リニックヤメリアプラザ内	大庭秀子	市本町四一五一	平成二十七年七月一日
(保阪医院 中地 祥子   一四八   100	人 行 田 岡		一 田市北河原 一	平成二十七年七月一日
保阪医院 中地 祥子 蕨市南町三ー六ー   夕 産婦人科医院 ー一三   産婦人科医院 ー一三   ディースク医療法人 阿部朝霞市根岸台六ー   医療法人 阿部朝霞市根岸台六ー	こどもクリニ	小川	]	平成二十七年七月一日
医院 四万村 潤 一四八   医療法人 阿部朝霞市根岸台六ー   医療法人 阿部朝霞市根岸台六ー   医院 一一三		祥 子	六	平成二十七年七月一日
京山会 一四八   京イースク医療法人 一四八   ディースク医療法人 阿部朝霞市根岸台六ー		潤	中新井四十	平成二十七年七月一日
宗山会 — 四八 医療法人社団朝霞市三原四——	部レディース	人 科 医 院 阿	根岸台六丨	平成二十七年七月一日
-	関 医 院	山会 療 法 人 社 団	1	平成二十七年七月一日

	- (	3	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
六平成二十七年七月一日	戸田市本町二ーー	寧会 医療法人社団 康	寧会 立川歯科医療法人社団 康
7-三平成二十七年七月一日	七 マルエツ桶川店内康桶川市西二ー九ー	寧会医療法人社団	院 桶川診療所
- 平成二十七年七月一日	一〇 徳重ビル二階三郷市三郷一一一	リニ医療法人 順正会	ックあじおか眼科クリニ
二平成二十七年七月一日	四七里松山市上唐子一	岩田英哉	岩田診療所
四平成二十七年七月一日	ーニーニ七ーニ〇!	リニ笠原 成彦	ックかさはら内科クリニ
- 一平成二十七年七月一日	<b>一四一</b> 新座市野火止二ー	三谷幸恵	分院兼子耳鼻咽喉科
F 四平成二十七年七月一日	九 WELCIA 二F春日部市上蛭田六四	春会 医療法人社団 豊	科とよはる耳鼻咽喉
- 一平成二十七年七月一日	<ul><li>○一二四</li><li>新座市野火止五一</li></ul>	遠山 荘一郎	リニック 遠山荘一郎内科ク
野平成二十七年七月一日	ニー一五ー七	木場 玲子	院・気管食道科医ふじみ野耳鼻咽喉
一F 大井 平成二十七年七月一日	-クサイドビル   -四   一 六	喜会 と	ふじみの皮フ科
-二平成二十七年七月一日	六一四一五〇一	医療法人社団コ	トータルクリニックスモス会 あおぞら医療法人社団 コ

大塚歯科医院	金谷歯科クリニック・	三角歯科医院	鎗田歯科医院	科医院 東松山グリーン歯	科あさかハートフル歯	山根歯科医院	口腔研クリニック医療法人・菁莪会	みのる歯科医院	神沢歯科医院	あい歯科医院
城会医療法人 希城会	金谷 日出夫	三角 範昭	鎗田 瑛 紘	渡邉 義明	仁平雄史	山根孝夫	会医療法人 菁莪会	斎藤稔	神澤康夫	島田直樹
久喜市葛梅一—一七—	川口市東川口四ー一九	五一四三東松山市神明町一ー一	7年市上新郷五五五五五	二一九六一四東松山市上野本山王浦	F 五 ファーストステージー 朝霞市本町一ー一二ー	一七東松山市六軒町一七一	上尾市愛宕一一三一二	一	一八	二四市並木一十二三十
一日 平成二十七年七月	<b>一</b> 日 平成二十七年七月	一日平成二十七年七月	一日平成二十七年七月	一日 平成二十七年七月	<b>一</b> 日 平成二十七年七月	一日平成二十七年七月	一日 平成二十七年七月	一日 平成二十七年七月	一日平成二十七年七月	平成二十七年七月

リニックあかり訪問歯科ク平	平 山 明 星	七 二F 一八一平4	日成二十七年七月
歯科はせがわ歯科矯正長谷川	長谷川 剛	二六 一二二五一平4	日成二十七年七月
グリーン歯科カネコ	金子 武彦	● 日部市栄町三十一平4	日成二十七年七月
本多歯科医院	金井優二	人喜市鷲宮二一一一平4	日成二十七年七月
おりい歯科医院	織井恆存	七 綿谷ビルーF 一口朝霞市本町一ー八一平4	日成二十七年七月
桑原歯科医院	桑原靖	中二四 ————————————————————————————————————	日成二十七年七月
熊谷歯科医院	熊谷 英子	志木市下宗岡二一一平4	日成二十七年七月
リーフ歯 科クリニッ	湯浅貴文	店一F 九一六 ベイシア寄居北一5大里郡寄居町桜沢二平4	日成二十七年七月
ク ながほ歯 科クリニッ	長穂 豊一	一一四 カリプソ一階 一日和光市丸山台一ー一平4	日成二十七年七月
船曳歯科医院	船曳文雄	八 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	日成二十七年七月
三空歯科 伸和会	和会医療法人 伸和会	九一七 一四五一一平4	日成二十七年七月
院日高土肥歯科医	土肥泰生	一四四 一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	日成二十七年七月

平成二十七年七月一	三二 新座市大和田一ー一八ー	池有里子	菊池歯科医院 菊
日平成二十七年七月一	三 新座市片山二—一○—二	田 愛介	脇田歯科医院 脇
甲成二十七年七月一	二階 EGA ドン・キホーテ蓮田店 運田市東四ー五ー一三 M	健太郎	科
10000000000000000000000000000000000000	三山口ビルニF 所沢市松葉町二四ー八 第	浴	矢沢歯科医院 矢!
甲成二十七年七月一	和光市白子三ー二八一六	聖彦	メリー歯科清水
日平成二十七年七月一	四〇一一幸手市上高野織部前一九	俊 逸	遠藤歯科医院遠藤
甲成二十七年七月一	久喜市葛梅三一二ー四	澤一一熙	神澤歯科医院神
日平成二十七年七月一	三河市花崎北一——二—	療法人 花崎歯	花崎歯科医
甲成二十七年七月一	日高市鹿山二五九一三	木 久 一	笹川歯科医院 鈴
甲成二十七年七月一	三 新座市野火止三————	勝	中村歯科医院 中:
日平成二十七年七月一	昇熊谷市中奈良六九一丨一	法 人 社 団	科医院
日 平成二十七年七月一	三 上尾市柏座三—一〇—一	博 之	斎藤歯科医院 齋藤

			日
さくら歯科クリニ熊谷	熊谷 修一	久喜市河原井町一九 久	平成二十七年七月一
ツク		. 菖蒲工業団地管理セン	日
i 月 日 日	i 月 村 臣	) = - -	日 <sup>5</sup> 月 - 4
斉藤歯科医院	斉藤一彦	入間市扇町屋三ーーー八	平成二十七年七月一
			日
東榎本歯科医院	榎本 善公	○ 久喜市久喜東三ーニーー	日平成二十七年七月一
坂詰歯科医院	坂詰 和彦	行田市中央一三丨一二	平成二十七年七月一
田中歯科医院	成会 医療法人社団	優新座市東北二ー二一ー一	甲成二十七年七月一
かばかける解科わ	沼倉映子	坂戸市塚越二〇一二〇	日平成二十七年七月一
くるみ歯科医院	太田秀一	一一東松山市箭弓町三ー五ー	日平成二十七年七月一
医療法人社団	医療法人社団	大八潮市大瀬六ー五ー一	平成二十七年七月一
大生会 八潮ステ生会	生会		日
リニックーションデンタルク			
医療法人社団	医療法人社団	歯川口市芝樋ノ爪ーーー〇	平成二十七年七月一
科医院 よしの歯	幸会	- - - - -	日

日平成二十七年七月一	北本市石戸宿	イカル株	式会社	石戸宿店 北本
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I ー九ー二ー F M	メディカ	ルボック ス	志木店がリーンベル薬局
1 平成二十七年七月一	一〇一九	ヒューマ	ンケア企画 株式会社	白岡西口店サークル薬局新
甲成二十七年七月一	八三一六	グ ラ ン ド	タ環し株式ル式会社	一前店・呼吸器病センタのばり薬局 循環
日 平成二十七年七月一	幸手 市中五 1	や ま と 薬 幸	品株式会社	クリニカ薬局
日平成二十七年七月一		A B C 薬	局株式会社	A B C 薬局
日平成二十七年七月一	一一〇一二九 票方町	アネリ	株式会社	みるく薬局
1 — 目	二 松伏三四三七 北葛飾郡松伏	津 田	有限会社	津田薬局
八日八日七年七月一	一六 保原町二二一 一 一大 一	ケージー	エフを社	局 ーエフ あさひ薬 有限会社 ケージ
日平成二十七年七月一	二三—二八 五三三—二八	地 球 堂	有限会社	地球堂薬局
五園のイーで成二十七年七月一	戸田市下戸田		中川湾	ニックニック財科クリ

木の実薬	康薬局 #
局	朝霞店
木 株 式 会 社	康薬局 朝霞店 ストア光 一一一ファミリープラザ健有限会社 ドラック朝霞
か く の 三 新	ドラック
三座市	市根岸台七一四
堀ノ内ニー九―平成二十七年七月一	1 平成二十七年七月一

# 埼玉県告示第九百四十九号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次の いて、 同条第三項に (平成十年法律第 とお り縦覧 お 1 て準 に 九 供す 用する同 +\_ る。 号) 法 第六条第一 第 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

清水ビル

埼玉県上尾市小泉一丁目五—一外

## ロ変更の概要

大規 模 以小売店舗 に お 11 て 小 売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並 び に 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

(変 更後) 株式会社 ス パ バ IJ ユ 代表取 締役 岸本七

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

## ハ 変更年月日

平成二十七年七月十三日

## ニ 届出年月日

平成二十七年七月三十日

### 二 縦覧期間

平成二十· 七 年 八 月 + 兀 日 カュ 5 平成二十七年十二月 + 兀 日 まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店 舗 <u>\</u> 地法第 八 条第二項の 規定に ょ り、 当該 大規模小売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活 :環境の 保持  $\mathcal{O}$ た 8 配慮すべ き事 · 項 に 0 ٧١ て意見を有する者は

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

成 七年 八 月 +兀 日 カュ ら平成二十七年十二月十四 日まで

## 意見書提出先

口

## 埼玉県告示第九百五十号

生野土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住 所について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清

司

同	同	同	同	同	同	同	理事	職名	二退任	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	職名	一就任
宮	笠	宮	小	永	永	田	宮		江	永	小	田	逸	小	宮	田	宮	笠	宮	小	永	永	田	宮		江
部	原	部	林	尾	尾	島	部	氏		尾	林	島	見	林	部	島	部	原	部	林	尾	尾	島	部	氏	
弘	敬	_		弘	勇三郎	富	勝	名		義		善市		久	_		弘	敬	_	儀	弘	勇三郎	富	勝	名	
志	_	三	隆	子	郎	雄	利	扣		明	猛	郎	最	雄	夫	博	志	_	三	男	子	郎	雄	利	和	
同	同	同	同	同	同	同	埼玉			同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉		
同	同	同	同	同	同	同	県本庄	住		同	同	本庄	児 玉	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	県本庄市	住	
同	同	司	同	同	司	同	市児玉町児	所		同	同	市児玉町児	上郡美里町大字	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	<b>庄市児玉町児玉千八</b>	所	
千八百十一番地一	千八百七十一番地一	千八百九十六番地五	千八百十四番地一	二千三百三十六番地二	千七百七十六番地四	千四百八十三番地二	玉千八百九番地			二千百二十二番地二	千八百二十一番地	玉九百七十五番地	字沼上二百七十九番地	千七百八十八番地	二千九十二番地	千九百七番地一	千八百十一番地一	千八百七十一番地一	千八百九十六番地五	千八百八十八番地一	二千三百三十六番地二	千七百七十六番地四	千四百八十三番地二	玉千八百九番地		

同 同 監事 同 同 同 永小田逸小宮田 尾林島見林部島 善 方 猛郎最雄夫博 同同同同同同同

義

# 埼玉県告示第九百五十一号

施する旨の通知を受けたので、 条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

一作業種類

公共測量 (確定測量)

 $\equiv$ 

作業地域

作業期間

兀

比企郡滑川町大字山田地内

平成二十七年七月六日から平成二十八年三月十八日まで

# 埼玉県告示第九百五十二号

第十四条第三項の規定により公示する。  $\mathcal{O}$ で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計 画機関

作業種類

坂戸市

 $\stackrel{-}{-}$ 

復旧測量

(基準点)

 $\equiv$ 作業地域

作業期間 坂戸市東部

兀

平成二十七年六月十一日から平成二十七年十月三十日まで

# 埼玉県告示第九百五十三号

同法第十四条第三項の規定により公示する。 けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する 測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

作業種類

さいたま市

 $\stackrel{-}{-}$ 

公共測量 (道路現況調査業務)

三 作業地域

さいたま市岩槻区大字長宮地内

四 作業期間

平成二十七年八月十七日から平成二十七年十二月二十五日まで

# 埼玉県告示第九百五十四号

法第十四条第三項の規定により公示する。 たので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同 測量計画機関である富士見市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

作業種類

富士見市

 $\equiv$ 

公共測量(カラーデジタル撮影)

三 作業地域

富士見市全域

四 作業期間

平成二十七年七月二十八日から平成二十八月二月二十六日まで

# 埼玉県告示第九百五十五号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十七年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 交通管制システム上位装置設備の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成27年6月26日
- 4 落札者の氏名及び住所 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3丁目3番23号
- 5 落札金額 331,581,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年4月28日

# 埼玉県告示第九百五十六号

平成二十七年八月十四日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量信号制御システム等保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成27年6月26日
- 4 落札者の氏名及び住所 日信電子サービス株式会社 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目8番1号
- 5 落札金額 52,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年4月28日

# 埼玉県告示第九百五十七号

平成二十七年八月十四日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 捜査支援システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成27年7月1日
- 4 落札者の氏名及び住所富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額 1,823,938,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年5月15日

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十六号 告 ボ

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県川越建築安全センター · 所長 大 槻 淳

許可番号

平成二十六年十一月十八日

指令川建セ第二五〇一三三一号

検査済証番号

平成二十七年八月十 一日

川建セ第二七〇〇三七号

 $\equiv$ 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字打越二十九番四

兀 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山二十九番地四

内田昌志

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳

一許可番号

平成二十六年十二月二十二日

指令川建セ第二六〇〇九二〇号

二 検査済証番号

平成二十七年八月十一日

川建セ第二七〇〇三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字宮前三百九十八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字石井二千百九十一番地一メ ゾン・ アンソレ ユ四棟二〇二号

室

塚越 竜平・塚越 由香

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十七年二月二十三日

指令川建セ第二六〇一〇八〇号

一 検査済証番号

平成二十七年八月十二日

川建セ第二七〇〇三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字宮前三百九十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字的場二千四百六十五番地一

橋口 圭輔

#### 埼玉県公安委員会告示第168号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第1項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとして指定した一般財団法人埼玉県交通安全協会から、交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号)第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年8月14日

埼玉県公安委員会委員長 阿 部 理 一 郎

名称	変更事項	変更前	変更後
一般財団法人埼玉県交通安全協会	代表者の氏名	柴田 忠雄	新井 弘治

# 埼玉県選管告示第五十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年八月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

				午前九時
豆豆			月十八日 (火)	八月十八
系るコ頁意見東北等	到一个一个	追当管理	七年	平成二十七年
省展の助力に関わる番酌の自立 新山戸諸会議員一般選挙にお		栓 fr		午前九時
万 義 4 義 号 一 殳 鬓 斧			日 (月)	八月十七日(月)
			七年	平成二十七年
護題	所	場	時	日